

島根県報

平成30年3月30日(金)

号外 第 3 8 号 (毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

| 目 | 次 |
|---|---|
| | |

【規 則】

島根県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則 (環境政策課) 2 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正す (") 3 る規則 浄化槽法施行細則の一部を改正する規則 (廃棄物対策課) 3

公布された条例等のあらまし

◇島根県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則(規則第28号)

1 規則の概要

規定の整理(第20条・様式第1号・様式第13号関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(規則第29号)

1 規則の概要

第二種フロン類回収業者登録簿の閲覧場所に係る規定を削除することとした。(第3条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇浄化槽法施行細則の一部を改正する規則(規則第30号)

1 規則の概要

松江市の中核市への移行に伴う様式の整理(様式第1号-様式第3号関係)

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

則

島根県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第28号

島根県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

島根県公害防止条例施行規則(昭和46年島根県規則第66号)の一部を次のように改正する。

第20条中「(条例第2章第4節の規定による届出書を除く。)」を削る。

様式第1号中「島根県 保健所長様」を「島根県知事

様」に改める。

「第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。 様式第13号裏面中 (3) 第45条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定 を

による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

「第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(3) ばい煙特定施設、粉じん特定施設又は汚水特定施設を設置する者で、第45条第1項 の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒 み、妨げ、若しくは忌避したもの

第50条の3 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(2) 騒音特定施設若しくは悪臭特定施設を設置し、又は特定建設作業を伴う建設工事を 施工する者で、第45条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又 は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したもの

附 則

に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第29号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則(平成14年島根県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「第一種フロン類充塡回収業者登録簿等」を「第一種フロン類充塡回収業者登録簿」に改め、同条中「及び使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)附則第19条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第18条の規定による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第33条第1項又は第2項において読み替えて準用する同法第14条」及び「及び第二種フロン類回収業者登録簿」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第30号

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

浄化槽法施行細則(昭和60年島根県規則第80号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの規定中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に改める。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。